

第十三回 参議院地方行政委員会會議録第十四号

昭和二十七年三月五日(水曜日)午前十一時十二分開会

出席者は左の通り。

委員長 西郷吉之助君
委員

岩澤 忠恭君
石村 幸作君
高橋進太郎君
岡本 愛祐君
館 哲三君
若木 勝蔵君
原 虎一君

政府委員

法務政務次官 龍野喜一郎君
刑政長官 草鹿淺之介君
国家地方警 斎藤 昇君
察本部長官
国家地方警察 中川 董治君
本部刑事部長
事務局側
常任委員 福永興一郎君
会専門員 武井 群剛君
会専門員

本日の會議に付した事件
○北海道地震の災害に関する件
○ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○地方行政の改革に関する調査の件(治安問題に関する件)

○委員長(西郷吉之助君) それでは時

間が経過いたしましたから、只今より委員会を開会いたします。本日は、現在御出席のかたは少ないのであります。多数登壇になつておられますから、審議を開始いたします。

本日は、議題に載つておりませんが、御承知のように、昨日北海道におきまして震災による災害が起きましたので、その資料をお手許に配付してあると思ひますが、それにつきまして、先ず最初に国家地方警察から御報告をお願いいたします。

○政府委員(中川董治君) 只今御配付いたしました資料に基づきまして御説明を申上げたいと思ひます。こういつた災害でありますので、逐次一報、二報、三報と、こういうふうになつておりました。現在通信その他の状況が必ずしも意のこくありませぬので、逐次詳細明らかならして参りたいと思つております。私ども警察関係の方面は、警備の万全を期し、又災害救助関係と連絡を密にして救護に努めておりますが、被害の状況は、先ず地震の氣象台的な状況は、最初の一報に書いてございますように、中央氣象台では、三月四日十時二十五分、震源地は青森県八戸北東百キロの地点と思はれる地点に地震があり、北海道及び東北地方に相当の影響を及ぼしたと、こういうことと相成るのであります。その被害の状況は、先ず列車の転覆状況を申し上げますと、根室本線の尺別トンネル内で混合四九一列車が脱線し、機関車と貨車三輛が転覆し、後の客車には被害が

なかつた。そのほか温別、白糠間で貨物列車九、四六八号が脱線しております。そのほか制止者、利別間で客車四一一列車が土地の陥没により立往生しております。その他にも脱線等の被害がございますが、これに記載してある通りでございます。なお、機関車修繕工場におきましても、ここに記載してありますような被害があつた旨報告になっております。なおこちらの東北のほうでは、岩手県、宮城県等におきましても、ここに書いてあるような被害の報告が来ております。その第二報によりまして、三月四日十七時現在では被害の状況は、札幌方面管内、釧路方面管内がここに記載してあるような状況でございます。救護の状況は、道知事は札幌方面本部日高方面に毛布等を輸送いたしておりますし、医療班もトラック等によつてそれら現場に参つておられる状況でございます。その他家屋の被害状況等につきましても、第三報でここに速報として印刷してあります通りでございますが、その後逐次被害状況が只今入りつづけておりますが、関係の政府委員がそれを持つて参りまして皆さんに御報告するような手筈になつておりますので、只今のところこの印刷物によりまして、第一報、第二報、第三報の状況を申上げた次第であります。後ほど更にその後の状況と詳細につきましては、只今資料を取りまとめ中でございますので、取りまとめましたものにつきまして御説明申上げたいと思ひます。

○委員長(西郷吉之助君) 只今御説明申上げました通り、今刑事部長が来ておりますけれども、もう近く災害説明のため担当官が見えるのであります。今、今の刑事部長に對しまして何か質疑でもございましたらこの際お願いいたしたいと思ひます。

○政府委員(斎藤昇君) 昨日のいわゆる十勝沖地震につきましては、只今刑事部長から便宜御説明をいたしました。が、今回の地震は襟裳岬の南方五十キロが震源地であつたのであります。その震度は五度と称されております。これは五度と申しますと、石燈籠が倒れたり、或いは天井、屋根瓦が落ちるという程度のものなものであります。それで今朝新聞等に出ておりますが、只今までの私のほうで入手いたしました被害の状況は、先ほど御説明をいたし、又只今お手許にお配りいたしましたはずでございますが、人畜、家屋その他の被害はそう大したものではないように見られます。鉄道、道路等の被害がむしろ大きかつたように考えられるのであります。北海道庁におきましても警察と密接な連絡の上に応急の、例えば毛布でありますとか、或いは医薬品であるとか、そういういた救助につきましては昨日からすでに開始をいたしておるものであります。地方の住民の気持も極めて落着いておりますし、治安上何ら心配がないという報告に接しておる次第でございます。今度の災害におきましては応急無縁が非常によく活躍をいたしまして、被害の状

況も非常に早く入つて参りました。一時苦小牧は通信不通になりましたので、どんな状況かと思つて心配をいたしておりましたが、その後の様子によりまして、苦小牧の被害は極めて軽微であります。大体の被害の多いところは釧路を中心としたました附近でございます。

以上今までわかつております点について申上げた次第であります。○高橋進太郎君 国警長官にお伺いしたいのですが、何か地震に伴つて治安上憂慮すべき事態とか、そういうものの発生はなかつたのですか。○政府委員(斎藤昇君) 只今申しました通り、この震災に伴ひまして治安上憂慮すべき事件は何もないのであります。極めて平靜である、かような報告に接してあります。

○委員長(西郷吉之助君) 只今北海道の災害についての説明を終りました。が、これについて何か長官に對して御質疑があつたらお願いいたします。○高橋進太郎君 もう一点、この震災の発生に伴つて救助その他の手配という点については今のところ何かこう欠けていますところ、或いは憂慮すべき点があるのですか、その点。○政府委員(斎藤昇君) その点につきましては、北海道庁において知事を中心といたしまして早速昨日から活動をいたしております。ただ救護品その他につきましては、これは厚生省方面と連絡をしておると考えますが、併しこの程度の死傷者でありますならば

いたしまして、こういった危険物を顕在化して、真に非合法の目的等のために持つていくもの禁止を固めて参ろう、こういった趣旨に出しております。先般の提案理由の内容を説明いたしました。御審議の参考を供したいと思っております。

○石村幸作君 そのように、回収の目的が達せられたら、そんなふうにお話がありました。その回収した刀剣類、銃砲、こういったふうなものとは一体どういうふうな処置されたのですか。

○政府委員(中川重治君) 終戦直後におきましては、回収の目的のための指令に接しまして、日本国警察におきましては専らこの回収に任じまして、連合軍最高司令部のほうにこれを提出いたしましたのでありますが、その後大体その回収の目的が達しましたので、占領軍におかれましては、非常に危険なものにつきましては廃棄処分が付されたように承わっております。それから美術的価値があるもの等につきましては、日本政府に返還頂きまして、日本政府におきましては成るべく所有者の発見に努めまして、できるだけその所有者に返還するという、こういった方針を講じておる次第でございます。

○高橋進太郎君 拳銃は別ですが、刀剣類の所持につきましては、ポツダム宣言の受諾に伴う命令が出る前もやはりこれと同じような取締をやつておつたものでございませうか。

○政府委員(中川重治君) お話のように拳銃につきましては、大体同じようなやつが従来あつたのでありますが、刀剣類につきましては法律上では武器という觀念で扱つておりまして、武器につきましては地方庁令でそれら一

応の規制をやつておつたのであります。従つて地方庁によりまして若干の相違があるのであります。携帯を禁止している地方庁令もありませんし、携帯を禁止し譲渡について必要な制限を加える、こういった方面を地方庁令におきまして処置しておつたのであります。但し全面的に禁止するということがなしに、刀剣類につきまして危険の強度なもの等につきまして譲渡について制限を加え、又は携帯について制限を加えるというところを地方庁令によつて処置しておつたものでございます。

○高橋進太郎君 私もそう考へておるのですが、要するに終戦後刀剣類まで非常な厳格な規制をするというのは、いわゆる占領治下若しくは終戦後の情勢によつて然らしめたものと考えられるのです。然るに平和回復になつて、平和効力が発生してもなおそうしたいわゆる刀剣類までもこれを厳重に占領下と同じように取締らなければならぬ、この点を承わりたい。

○政府委員(中川重治君) 刀剣につきましては、今日におきましても嚴重な取締という觀念に當るかどうか、この点は一応検討を要するものであります。が、実体は、刀剣につきましては文化財保護委員会に対する登録制度を設けて、文化財保護委員会におきましては非常に弾力的に文化財としてこの登録の制度を大いに活用されておるのであります。登録されました以外のものにつきましては、危険度が非常に高いものでありますし、殊に最近の凶悪犯罪等の趨勢を見ましても、こういった凶器による犯罪が逐年増加しておる傾向にありますので、こういった文

化財保護委員会に登録されないような、人を殺傷することのみが目的であるような刀剣類につきましては、所持を禁止いたしました。こういった凶悪犯罪の防止に努めることが適當ではないかと考へるのであります。お話の趣旨にありました一般的な刀剣類の多くは、文化財保護委員会の登録が今日におきましては非常に弾力的に認められておりますので、お話のような趣旨につきましては文化財保護委員会の登録の線におきまして所持が合法的に認められる、こういったふうな相成つておるのであります。附加して申し上げますが、この政令は一時禁止令という時代がありましたので、国民の觀念の中に禁止令時代の觀念が非常に濃厚に響いておりますので、このポツダム政令に如かずという觀念は現在濃厚に支配しておるのであります。二十五年以来禁止令という觀念を廃止して、取締令におきましては、刀剣類につきましては登録制度によつて所持の方法を非常に弾力的に認めておる、こういったふうになつておりますので、御了承願ひたいと思ひます。

○高橋進太郎君 今のお話の文化財という觀念で登録制度をとるといふことは、これは全く治安と關係ない、別の觀念だと思つておるのです。これはもう全く觀念が違つたので、本當はこの中へ規定するのはおかしいので、むしろこれは別一種の文化財保護でそれは刀剣類であらうと、骨董品であらうと、むしろそういったような形においてこれは觀念されるべき問題であらうと思つておる。従つてこの中で問題になつておる現在において刀剣類すらも取締り、或いは

その所持等について登録をしなくてはいけないという必要はないのじやないか。言い換へるならば、そこまで問題を言うならば、或いは庖丁でも小刀でもいやしくも人を殺傷するものは何でも登録しなきゃならぬということにまゐるので、現在の状況から見れば、いわゆる銃砲とかそういったものについてはこれは考へられると思つたのです。刀剣まで非常にやましくこういふ法律によつて縛るといふことになりますと、言い換へれば国民がそういった制度のために、日常の簡単なことまでも一々取締の対象になつたり、登録の対象になつたり、非常に煩瑣じやないか。言い換へるならば、それらのものはいわゆる刑法上の形において初めて処罰なり何なりの対象になるのであつて、現在のそういった状況から言へば、刀剣までこうした法律によつて嚴重に取締つて行かなければならぬというどうも事情がわからないのですが、何かそこにこういったものこそ、平和が克復したのだから、国民をして何か占領下から解放してやる、こういった助らかな気分にするべきじやないかと思つたのです。その点の事情をもう少し長官からお話し願ひたい。

○政府委員(中川重治君) 誠に御尤もな御意見だと考へます。併し現在におきましては刀剣類は、終戦後の措置によりまして、現在文化財として持つことを許されておる刀剣以外はないはずになつておるのであります。勿論文化財と申しますけれども、實際の扱いといたしましては、何か理由がつけばこれを合法所持として認めるというので、その措置を終つておるのであります。従つて今日あります刀剣は、そ

ういつた届出で来れば大体合法的に所持ができるにもかかわらず届出で来なかつたいわゆる隠しておるという刀剣以外はないのであります。ただ今後新しく製造するといふ問題はありませう。これは一つの私は問題だと考へておりますが、只今の段階といたしましては、治安の面におきましては、やはりこれは、只今七首や何かと同じじやないかとおつしやいましたけれども、併し實際のあれといたしましては、ただ個人的な強盗殺人というだけであつて、集団犯罪としてこういったものが多数に集められるといふことであつて、非常に危険は倍加すると思つておるのであります。従つて、できるだけやばり従前のように持つことを一々登録によつて許すという以外には、やはり禁止の状態においたほうが私は非常に望ましいと思つております。今日でもいわゆる集団暴力行為を行つておると思へられるような場所を捜索いたします際に、数多く出て参るのがこの刀剣類でありまして、むしろ我々はそういった方面における取締をもつと嚴重にやつて行かなければ危険だ、かように考へておるような現在の情勢でございます。

○高橋進太郎君 どうも長官の御意見には承服できないのですが、どうも刀剣まで取締らなければ、或いはそれを登録させなければ日本の治安が維持できないのだという、何か日本の治安維持の状態が今非常に幼稚である、いわゆる明治時代以上一步も高まつていないのじやないかという感じがするるのであります。丁度競争に竹槍競争をするような程度でしかないような気がするのであります。まあこ

ということが欠けておるのではないか、そういうふうを感じ、非常に不安を感ずるのであります。そういうことは当然起るべき情勢であつたように私どもは承わつておつたのであります。起らないときには改正する必要はない、あのくらしい騒ぎは大した騒ぎでない、私は思つておる、起るとすぐ首都警察を国家警察にしなければならぬ、というように新聞に発表されるというふうなことは定見がないので非常に不安に思ひます。政務次官にそういうことを言つても仕方ないと思ひますが、要するに警察法を大きく改正せられる準備をしておいでになるのであるか。或いは政務次官御存じなければ御存じないとおつしやつて頂ければ結構です。それについて伺ひします。

○政府委員(龍野喜一郎君) 只今岡本さんの御質問でございますが、あいに法務総裁は渉外関係のためにどうしても出られませんが、代つて参つたような次第でございますが、目下警察法全体について大幅に改正するという意見は政府内にも起つていないのであります。その意味において法務総裁は先般根本的に改正するというようなつもりはないということを言つたのではなからうかと考えます。併しなから今に始まつたことではございませぬが、この首都に関する警察は大阪や或いは京都と同じように完全な自治体警察のままでもいいものであらうかどうか、だるうかという疑問は持つておられます。従ひましてどういふふうに首都警察を改正するか、どうかという問題でなく、このままでいかどうかという問題につきましては、法務総裁はあらゆる方面の意見を目下聞いておる最中

でございます。従ひましてその結果、これが首都警察に関する具体案を提案するということではないのであります。ただそういう問題を研究しておるということをお願いしたいと思ひます。従ひましてどういふふうな内容の首都警察にするか、しないかという問題まではまだ全然到達いたしていませんのであります。さよう御了承願ひます。

○岡本愛祐君 大体事情はわかりました。実は私も昭和二十四年に警察法改正法案というものを一部発表いたしました。そのときには首都警察は国家警察にしたほうがいいというふうな考えをおつたのであります。その当時は御承知の通り警察予備隊というものがなかつたからそういう考えを余計に起したのであります。現在はそのときの状況と違つて警察予備隊というものがある。これは主として国内の治安維持のために置かれたものである。それが一つであります。それから龍野さん等と一緒にアメリカに参りましてアメリカの警察制度を調査、視察をいたしました。我々は日本におるときは簡単にアメリカの首都警察は国家警察だから日本も首都警察を国家警察にすればアメリカと一致すると簡単に考えておりましたが、よく考えて見るとワシントン市は即ちデストリクト・コロンビアで、コロンビア区で、これは自治体でなく政府が直轄しておる地域である。従ひましてその首都警察は自治体警察であるわけはない。仮にワシントン市という略称であつてもそれが自治体警察であるわけはないのであります。国家の直轄であるからやはり国家警察で

あるわけでありませぬ。だから東京とワシントン市を直接に比べるわけには行かないと思ひますが、それで東京な首都は今のままの自治体警察でいいかということを考えて見ますと、必ずしもあれでいいとは言ひ切れない点もありません。併しこれを国家警察に切替えるということについては非常に私は現在躊躇するのであります。その躊躇するのは二つの点、即ち日本で一番大きな自治体であるということ、もう一つは警察予備隊というものができたということでありませぬ。警察法で自治体警察というものがなくなつたときには、当然首都警察も国家警察にならざるを得ないが、自治体警察という制度をとる以上やはり東京が首都であつてもやはり自治体警察という本旨は崩せないというふうに考えます。然らばそれにプラスして強化することができるといふことになるのであります。私も考え中でありませぬから、今日暫々に意見は発表できませんが、法務総裁がお考えになりますときに龍野さんが丁度政務次官をしておられて、いいコンビでありますから、ワシントンの例は例にならんといいことを一つよくおつしやつておいて頂きたいと思つたのであります。特に龍野さんに質問したゆゑんであります。

○委員(西郷吉之助君) それでは時間も経過いたしましたから本日はこの程度で散会いたしたいと思います。午後零時十一分散会

昭和二十七年三月十二日印刷

昭和二十七年三月十三日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所